

「学校における働き方改革取組計画」(案)について

1 学校における働き方改革取組計画について

学校を取り巻く環境が複雑化・多様化する中で、教職員の超過勤務は高止まりしており、教職員の心身の健康を損なう恐れがあるだけでなく、教育の質の低下や、教員の人材確保にも影響を与えるかねない状況にある。

このため、県教育委員会では、平成30年3月に「学校における働き方改革取組計画」を策定し、県内すべての公立学校の働き方改革を推進してきたところ。現行計画は、今年度末が終期であるため、新たな計画を策定し、さらなる働き方改革に取り組むもの。

計画期間は、令和5年度(2023年度)から令和7年度(2025年度)までの3年間。

2 「学校における働き方改革取組計画」(案) のポイント

○取組計画策定の趣旨と目指す姿(p.3~p.4)

学校における働き方改革に係る国の動き、本県の取組を述べるとともに、改革の意義と、目指す姿を構造図で示した。

○基本的な考え方と取組の5つの柱(p.6~p.9)

取組の方向性と計画の位置付けについて述べ、取組の5つの柱について説明した。また、県内のすべての公立学校教職員が、勤務時間を意識した働き方を実践していくよう、県内の学校における共通の基準を示した。

○目標の達成状況 (p.9~p.10)

取組計画が策定された平成30年度以降、5年間の10月の時間外在校等時間の推移と、年次有給休暇の取得状況を取り上げ、現行計画における目標の達成状況を示した。

時間外在校等時間は、小・中学校でわずかに減少したものの、県立学校においては増加。特に中学校・高等学校においては、ひと月一人あたり平均45時間以上の超過勤務となっており、引き続き働き方改革に取り組んでいく必要がある。

○これまでの取組と意識調査の状況(p.11~p.18)

ここでは、文部科学省が毎年実施している調査結果を引用し、市町教育委員会の取組も取り上げた。また、今年度実施したアンケート調査の結果も示した。

○目標、取組の柱と取組の全体像(p.19~p.25)

本計画では28項目の各種取組を推進する。うち6項目が新規の取組である。

アンケート結果や出退勤管理から、教頭の長時間労働が浮き彫りとなったが、この課題を克服できるよう、次年度は、「学校経営骨太モデル事業」に取り組む。

(案)

学校における働き方改革取組計画

<令和5年3月>

「子どもも教職員も笑顔あふれる学校」を目指して

滋賀県教育委員会

目次

1 策定の趣旨	3
2 目指す姿	4
3 学校を取り巻く状況.....	5
4 基本的な考え方	6
(1) 基本的な考え方.....	6
(2) 取組の5つの柱.....	7
(3) 教職員の長時間勤務を改善するための基準の設定.....	8
5 前計画における目標の達成状況	9
(1) 前計画の目標.....	9
(2) 平成30年以降の県内教員の勤務状況について	9
(3) 年次有給休暇の取得状況	10
6 これまでの取組	11
(1) 県教育委員会の取組	11
①教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の配置	11
②部活動指導員の配置	11
③長期休業期間中における学校閉庁日の設定	12
④スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置	12
(2) 市町教育委員会の取組	13
7 働き方改革に関する意識調査の状況.....	14
(1) 年代別・職種別の勤務の状況.....	15
①年代別の勤務の状況（主幹教諭・教諭・講師）	15
②職種別の勤務の状況	16
(2) 職場の働きやすさ	17
(3) 仕事のやりがい	18
(4) 効果のあった取組	18
8 成果と課題	19

○成果	19
○課題	19
9 計画期間	19
10 目標	19
11 取組の柱と主な取組	21
柱1 指導・運営体制の充実・学校業務のさらなる見直しと効率化	21
柱2 部活動における教員の負担軽減	21
柱3 多様な人材の活用	22
柱4 家庭や地域の力を活かす取組	22
柱5 笑顔あふれる働きやすい職場環境づくり	22
12 推進体制	23
13 取組の公表	23
〔取組計画一覧表〕	24
(取組の全体像)	25
柱1 指導・運営体制の充実・学校業務のさらなる見直しと効率化	26
柱2 部活動における教員の負担軽減	28
柱3 多様な人材の活用	28
柱4 家庭や地域の力を学校に生かす取組	30
柱5 笑顔あふれる働きやすい職場環境づくり	30

学校における働き方改革取組計画

～「子どもも教職員も笑顔あふれる学校」を目指して～

滋賀県教育委員会

1 策定の趣旨

近年、学校を取り巻く環境が複雑化・多様化する中で、教職員の負担は増加しています。とりわけ、令和2年3月以降の新型コロナウイルス感染症の拡大による一斉休校において、学校がこれまで担ってきた役割の大きさに、誰もが改めて気付くこととなりました。加えて、学校現場では、学習指導要領にある「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた対応、1人1台端末の導入によるICTを活用した授業づくりなどにより、さらなる時間の確保が必要となっています。

これまでの学校教育は、教職員の「子どもたちのために」という熱い思いや献身的な努力に支えられて、様々な課題に取り組んできた面があります。しかしながら、長時間にわたる超過勤務の常態化は、教職員の心身の健康を損なう恐れがあるだけでなく、教職員が創造的に教育に取り組む活力や一人ひとりの子どもと向き合う時間を奪うことにもなりかねません。このことが子どもたちの成長に及ぼしうる大きな影響に鑑みれば、学校における働き方改革は、何としても取り組まなければならない喫緊の課題です。

このため、県教育委員会では、以下の平成28年度以降、教員の勤務実態を把握し、学校の業務改善や、教職員の意識改革に取り組んできました。平成29年度には、有識者等による「働き方改革推進会議」の意見や、滋賀県教職員互助会が設置した現場教職員の代表による「教職員超過勤務縮減プロジェクト協議会」での意見や取組、市町教育委員会との意見交換などを踏まえて県教育委員会が行う取組を検討し、平成30年1月に「学校における働き方改革取組方針」を策定しました。

平成31年1月に中央教育審議会の答申と文部科学省からの勤務時間の上限に関するガイドラインが示されたこと、さらに、令和元年12月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」が成立したことを踏まえ、それまでの取組計画を改定し、本県の学校における働き方改革の取組を加速するべく、計画に基づき、教員の長時間労働を改善し、より質の高い教育の実現に向けて取り組んできました。加えて、令和4年度には、学校における働き方改革を、「笑顔あふれる学校づくりプロジェクト」として、単に時間外勤務の削減だけではなく、教職員が休みやすい職場となるよう休暇制度の充実や、教員不足の解消に向けた取組も推進してきたところです。しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大への対応等もあり、教職員の長時間労働の状況は依然としてあり、取組は道半ばであると言えます。

この状況を踏まえ、教職員が誇りややりがいを感じ、健康でいきいきと勤務するとのできるよう、引き続き学校における働き方改革を推進するため、これまでの「学校における働き方改革取組方針」と「学校における働き方改革取組計画」とを統合した新たな「学校における働き方改革取組計画」を策定し、「子どもも教職員も笑顔あふれる学校」の実現に向け、各種取組を進めていきます。

2 目指す姿

子どもも教職員も笑顔あふれる学校

【子どもにとって】

- 授業が分かりやすく、学ぶことに意欲が湧く
- 先生や仲間と学び、語り合うことが楽しい
- 仲間とともに、夢に挑戦し、やり遂げた充実感が味わえる
- 親身になって相談にのってくれる先生や仲間がいる



子どもの笑顔



教職員の笑顔



【教職員にとって】

- 授業改善をはじめとした教育活動に専念できる
- 子ども一人ひとりと向き合う時間が確保され、子どもや保護者、地域の関係者や同僚との信頼関係を構築できる
- 誇りややりがいをもち、健康でいきいきと働くことができる

子どもたちの「夢と生きる力」を育む

休みやすい職場環境を
「つくる」

働き方改革を
「進める」

多様な人々が学校に
「関わる」

3 学校を取り巻く状況

(小学校)

- ・学級担任制であり、児童への安全配慮等の必要から児童在校中は、休み時間や給食の時間も含めて児童とともに過ごすこととなり、休憩がとりにくい状況にある。学習指導要領への対応、持ち時数が多いことなどから、教材研究や授業準備に多くの時間を要している。
- ・児童の下校後も職員会議や保護者への対応等が必要なことから、授業準備や児童会活動等の業務は所定の勤務時間外にも行わざるを得ない状況にある。

(中学校・高等学校)

- ・教科担任制であるため、授業のない時間も存在するが、そうした時間も様々な支援を必要とする生徒への対応が必要なこともあります、生徒在校中は授業準備や教材研究、テストの採点等の時間の確保が難しい状況にある。
- ・放課後も、生徒指導や進路指導に関する打合せ、補習授業や部活動の指導に時間が充てられ、生徒の下校後も保護者への対応等があることなどから、授業準備等は所定の勤務時間外にも行わざるを得ない状況にある。
- ・部活動に関しては、活動時間の基準が設けられたことにより、休養日の設定や朝練習を廃止するなど、学校における働き方改革の取組を通じて、より効果的で適切な活動となりつつあるが、全員顧問制が取られている学校が多く、朝練習や土日祝日の練習の対応など、所定の勤務時間外での対応が恒常化しているケースもある。

(特別支援学校)

- ・学級担任制であることが多く、児童生徒への指導や安全配慮等の必要から、児童生徒在校中は、休み時間や給食の時間も含めて児童生徒とともに過ごすこととなり、休憩がとりにくい状況にある。児童生徒の下校後も職員会議や保護者への対応等が必要なことから、校務や授業準備等は所定の勤務時間外にも行わざるを得ない状況にある。
- ・児童生徒の障害の状態や教育的ニーズは多様であり、それぞれに応じた専門性を研鑽するための時間が必須であるとともに、福祉・労働・医療等関係機関との連携のための時間が必要である。これらの時間は、児童生徒の下校後や所定の勤務時間外に確保せざるを得ない状況にある。

(全校種)

- ・令和2年3月以降、新型コロナウイルス感染症への対応により、感染拡大防止のための指導の工夫や消毒作業等、これまでにない業務に対し、負担と感じる教職員が多い。
- ・学習指導要領が求める「主体的・対話的で深い学びの実現」に向けた授業改善やカリキュラム・マネジメント等への対応が必要である。加えて、GIGAスクール構想下、1人1台端末の導入により、ICT活用能力を向上させるための時間確保が求められる。

- ・地域との連携・協働による様々な取組により、教育活動や学校運営に一定の成果をあげてはいるものの、地域や校種による差がある。また、週休日や所定の勤務時間外に教職員が地域との連携・協働に関する業務を担っている場合が多い。
- ・児童生徒の多様化する課題に対応するための関係機関との連携は、所定の勤務時間外に行う場合が多い。
- ・児童生徒のための長時間勤務が常態化している職場環境の中で、限られた時間の中で、職務を遂行するという意識を教職員一人ひとりが一層高めていくことが求められる。
- ・国や教育委員会等からの調査やアンケートへの対応、各種報告書の作成等を事務負担と感じている教員が多い。
- ・教職員間のコミュニケーションを重視し、風通しの良い環境となるよう努めたり、教職員が一人で負担を抱え込まないよう業務の分担や協力体制で工夫したり、ノーアクセスデーの設定で授業準備等の時間を確保する等、学校では様々な取組を行っているが、学校だけでの取組に限界を感じている学校もある。

これらの現状と課題を踏まえ、教職員が子どもと向き合う時間を確保するため、重視すべき取組の方向性を以下のとおり取組方針として定めることとします。

4 基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

○教員の職務は、子どもの成長に深く関わるという使命感や誇り、熱意に支えられるものであります。また自発性、創造性が強く期待され、各教員が同僚との協働を大切にしながら、自主的・自律的に職務を遂行することが求められます。その一方で、教員の心身の健康を維持し、質の高い教育に取り組む環境を確保するためには、学校においても、休憩時間の付与を含め勤務時間の適切な管理の徹底が必要であることを十分に意識しなければなりません。そうしたことから、各教員の自発性・創造性を尊重しつつも過度の負担とならないことを前提に、次の取組の柱に基づき学校における働き方改革に向けた取組を推進していきます。

○県教育委員会および市町教育委員会ならびに学校が働き方改革を進めるにあたって、同じ方向性で取り組んでいくために共有するものであり、県教育委員会として県立学校や市町教育委員会への支援の方向性を示すものです。

○この取組計画は、教職員定数や学習指導要領など、現在の国の定める制度の下で、県教育委員会として取り組むべき方針を示すものですが、この取組から得られた成果を検証・分析し、国に対する提案や要請に積極的に活かしていくこととします。

(2) 取組の5つの柱

➢教員が担うべき業務に専念できる環境を確保するため、指導・運営体制の充実を図るとともに、学校業務の見直し・効率化を一層進めます。

授業準備等の教員が担うべき業務に専念できる環境を確保するため、指導・運営体制の充実を図っていけるよう、必要な体制を強化していきます。また、コロナ禍における行事や学校業務の見直しの経験を活かし、今後も学校業務や各種活動の目的や意義を根本から見直し、一層の効率化に向けた取組を推進していくことが求められます。

教育委員会は、学校の業務削減や業務改善の取組に対し、先進的な事例の収集と共有に努めるなど、各学校の主体的な取組を支援していきます。

➢ 部活動について教員の負担軽減につながる適切な指導体制の整備に向けた取組を進めます。

部活動は、人間形成や自己実現の達成などの教育的意義のある活動であり、学校教育の一環として、生徒の自発的な活動を教員が支えているもので、生徒や保護者の期待や関心も高い活動です。一方、部活動指導は教員の長時間勤務の大きな要因となっており、生徒の健康を維持し、学業や他の様々な活動にも関わることができるようにするために、部活動指導のあり方について引き続き見直しを進めます。

中学校部活動の地域移行に向けては、県教育委員会と市町教育委員会が連携しながら、生徒にも教職員にも実りあるものとなるよう、さらなる検討を進めます。

➢ 多様な人材を活かし、より効果的な対応ができるよう学校の教育力・組織力を高める取組を進めます。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門性を持った人材と協働しながら個々の専門性や得意分野を活かして学校運営や教育活動を行うことのできる「チームとしての学校」の実現を図るとともに、外部の専門性を持った人材からサポートを受けられる取組を推進します。また、学校現場に定着しつつある教員業務支援員をはじめとした支援人材については、一層効果的な活用ができるよう、好事例の収集と発信に努めます。

➢ 保護者や地域の理解を得ながら、地域と一体になって子どもを育てる、家庭や地域の力を学校に生かす取組を進めます。

社会全体で子どもの学びや育ちを支える機運を高め、学校と地域の相互理解を更に深めるとともに、学校教育の質の向上を図るために、家庭や地域、関係機関等と連携・協働する環境の整備に努めます。

➢ 教職員が誇りややりがいを持ち、心身ともに健康な状態で、笑顔で児童生徒と向き合える職場環境づくりに向けて、教職員の健康づくりと勤務時間管理等を進めます。

教職員が自らの健康の保持増進や、ワーク・ライフ・バランスの重要性を意識した上で、児童生徒に笑顔で向き合うことができるよう、働きやすい職場環境づくりに向けた取組を進めるとともに、勤務時間管理の徹底を図ります。また、長時間勤務を前提とした教員の勤務のあり方について、教職員が自ら振り返ることができる研修会の開催や、市町連携会議等を通じて、改善策の検討を進めます。

この5本の柱に基づく具体的な取組をとりまとめ、計画的に進めていくこととします。

(3) 教職員の長時間勤務を改善するための基準の設定

勤務時間を意識した働き方を実践していくため、県内の学校における共通の基準を次のとおりとします。

【勤務時間関係】

- 平日の退勤時間は午後7時までとします。
- 週に1日以上は定時に退勤する日を設けます。
- 教員の月当たり超過勤務時間が80時間を超えないようにします。
- 夏季休業期間においては、1週間以上の集中休暇期間を設けます。

【部活動関係】

○ 休養日の設定

- ・中学校：週2日以上（平日1日と週休日のいずれか1日）を休養日とします。
- ・高等学校：週1日以上。それに加え、4週当たり2日以上の週休日を休養日とします。

なお、大会、練習試合等の日程の関係で、予定していた週休日等の休養日に活動する場合は、その前後の2週の期間内に休養日を設定します。

○ 活動時間の設定

- ・中学校：平日は、概ね2時間以内、学期中の土曜日・日曜日（以下、「週休日」とする。）および学校の休業日は概ね3時間以内とします。
- ・高等学校：平日は、概ね3時間以内、学期中の週休日および学校の休業日は概ね4時間以内とします。

○ 朝練習は中学校・高等学校とともに原則行わないこと。

※ 運動部活動および文化部活動の競技・部門・種目の特性や学校の特色、または一時的な事情により、上記の部活動に係る基準を適用することが困難な場合、その取扱いは市町教育委員会、もしくは各県立学校で判断するものとします

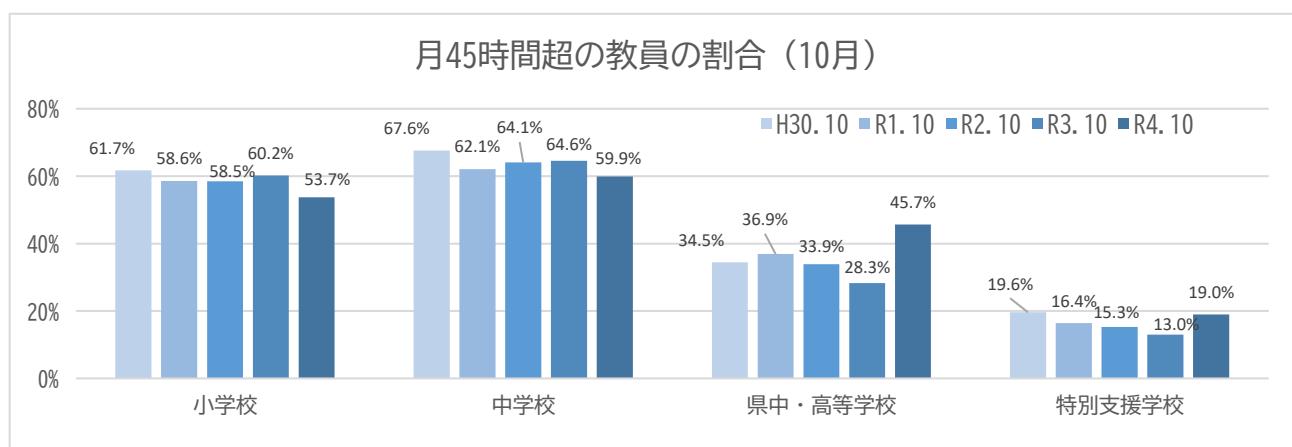
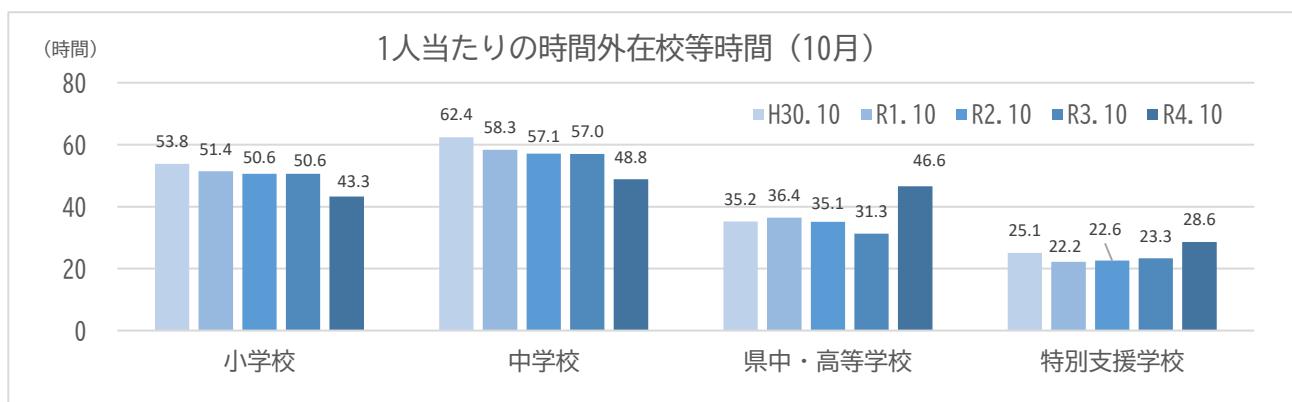
5 前計画における目標の達成状況

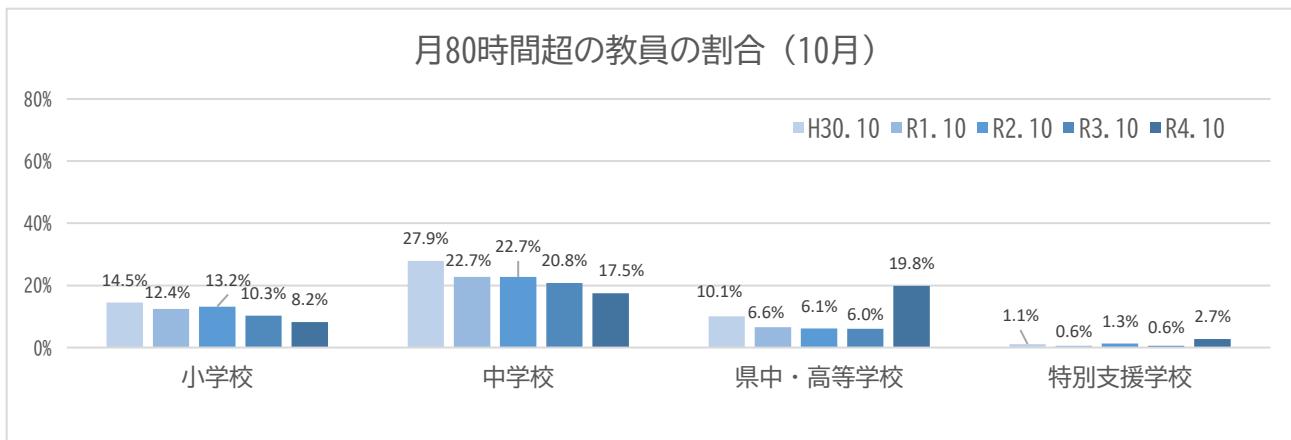
(1) 前計画の目標

- 月 45 時間以内（年間 360 時間以内）
- 月 80 時間を超える教員を 0
- 年次有給休暇 年 14 日以上

(2) 平成 30 年以降の県内教員の勤務状況について

令和 4 年度までの目標数値として設定している「月 45 時間以内」、「月 80 時間を超える教員を 0」について、計画策定時の平成 30 年度から令和 4 年度の 5 年間の推移から達成状況を見てみます。





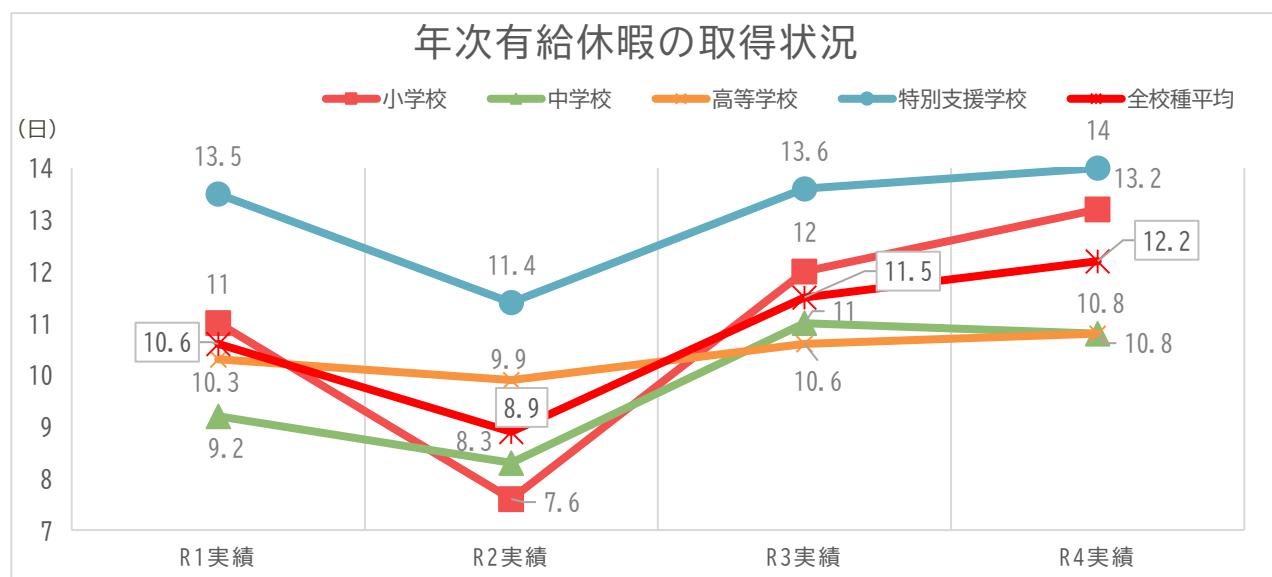
新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和元年度は1ヶ月、令和2年度は、2ヶ月の一斉休校があったため、令和元年度、令和2年度と他の年度との比較は困難ですが、取組前の平成30年度と比較すると小・中学校において、やや減少傾向にあります。

県立学校では、令和4年度からICカードを活用した出退勤管理システムを導入し、これまでより一層正確な勤務時間管理を行っています。これに伴い、令和4年10月の時間外在校等時間は、令和3年10月に比べ増え、月45時間、80時間を超える教員の割合も増加しました。

ひと月あたりの時間外在校等時間についても、小・中学校においてやや減少傾向が見られますが、中学校・高等学校においては、目標値の45時間を超えています。これまで働き方改革の取組を推進してきましたが、時間外在校等時間は、高止まりの状況にあります。

(3) 年次有給休暇の取得状況

令和4年までの目標数値として設定している「年次有給休暇の1人当たり年間平均取得日数」の状況を令和元年から令和4年で比較しました。



令和4年度は、特別支援学校以外の校種で、目標数値を達成できておりません。年次有給休暇の取得促進に引き続き取り組む必要があります。

6 これまでの取組

(1) 県教育委員会の取組

①教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の配置

学習プリントの印刷や採点の補助など、教員の授業準備等をサポートするスタッフを配置する市町に対して補助金を交付しています。

- 令和2年度以降、県立学校にも配置。
- 令和4年度は、18市町229校（小・中学校）に配置。県立学校には、63校に配置。

●勤務時間の削減効果

令和元年度・4年度 勤務状況の把握（6月）の結果分析より

配置校における教員一人当たりの総勤務時間（週）の比較（6月）実施

	令和4年度平均	令和元年度平均	削減時間/週
一人当たり 総勤務時間/週	50.1 時間	52.7 時間	▲ 2.6 時間

コロナ前の令和元年度の配置校（小・中学校）における教員一人当たり総勤務時間（週）と令和4年度の総勤務時間を比較すると、週当たり2.6時間の削減がみられました。

②部活動指導員の配置

部活動指導員の専門的な指導により、生徒の意欲や技能の向上を図るとともに、部活動指導における教員の働き方改革を推進するため、公立中学校・高等学校における部活動指導員の配置を進めています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
中学校（県中含）	49人	50人	63人
高等学校	46人	50人	61人

●勤務時間の削減効果

令和3年度の勤務状況調査の把握の結果（6月の1週間の調査）から、配置2年目以降は減少幅がやや大きくなる傾向がみられ、配置2年以上の学校の平均 顧問従事時間は、平日約1.9時間／週、休日約1.7時間／週の減少がみられました。配

置期間の継続により、生徒や顧問教員との関係性が築かれ、部活動指導員の単独での指導時間の増加(顧問教員の従事時間の減少)が見込まれます。

③長期休業期間中における学校閉庁日の設定

長期休業期間中に校務全般を休止する期間を設け、年次有給休暇の取得促進と教職員の心身のリフレッシュを図っています。

- ▶ 令和元年度から、曜日にかかわらず、夏季休業期間中は8月10日から16日までの7日間、冬季休業期間中は12月28日から1月4日までの8日間、合計15日間の学校閉庁日を原則すべての県立学校で実施。

●令和4年度の学校閉庁日実施状況

	全校数	夏全日実施	(実施校割合)	冬全日実施	(実施校割合)	全日実施	(実施校割合)
県立中	3	3	100%	3	100%	3	100%
高校	46	43	93.5%	45	97.8%	42	91.3%
特別支援	16	16	100%	16	100%	16%	100%
県立計	65	62	95.4%	64	98.5%	61	93.8%

④スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置

不登校児童生徒やいじめや不登校等の生徒指導上の諸課題への対応には、心理に関して専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを配置・派遣することにより、児童生徒・保護者へのカウンセリングだけでなく、教員への指導・助言を行うことで組織的な課題解決を行うことにより、教員の負担軽減を図っています。

また、学校・家庭・社会環境など、子どもを取り巻く環境が影響している場合も少なくないため、本人を取り巻く環境の調整・改善に取り組むスクールソーシャルワーカーを配置することで、福祉的な支援方法を用いてスムーズな課題解決ができるようになり、教員の負担軽減を図っています。

●総配置・派遣時間数の推移

	平成2年度	平成3年度	令和4年度
スクールカウンセラー	195人	197人	197人
スクールソーシャルワーカー	19人	21人	22人

(2) 市町教育委員会の取組

「令和4年度 教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」より
※★は県教育委員会でも実施 外数

①域内の学校における「在校等時間」等の把握方法（複数回答）

ICカードやパソコン使用時間	校長の現認	エクセル等自己申告	その他自己申告
★90%	0%	15%	0%

②ICTを活用（校務支援システム等の活用等）した事務作業の負担軽減

実施した又は実施中	実施に向けて検討中	特に取り組んでいない
★95%	5 %	0%

③Webアンケートフォーム等を活用した学校と保護者等間における連絡のデジタル化

実施した又は実施中	実施に向けて検討中	特に取り組んでいない
★74%	26%	0%

④自動応答メッセージやメールによる連絡対応の体制整備

実施した又は実施中	実施に向けて検討中	特に取り組んでいない
★63%	37%	0 %

⑤学校閉庁日の設定

5日未満	5～10日未満	10～15日未満	15日以上
11%	47%	31%	★11%

7 働き方改革に関する意識調査の状況

学校における働き方改革に関する教職員の意識や課題等について把握し、現状の働き方の把握や今後の取組を検討するにあたっての根拠資料とするため、以下の通り県内すべての公立学校に勤務する教職員を対象にアンケート調査を実施しました。

○対象者：県内の全県費負担教職員（※非常勤講師・会計年度職員は一部の問い合わせ回答）

○調査方法：インターネット上のアンケート回答フォームにより回答

○調査時期：令和4年9月20日から令和4年11月21日

○有効回答者数：5,023人（41%）※非常勤講師・会計年度職員除く

内訳：	小学校（義務教育学校前期課程含む。）	2,360人
	中学校（義務教育学校後期課程含む。）	1,213人
	高等学校	1,238人
	特別支援学校	212人

○回答者数 職階別

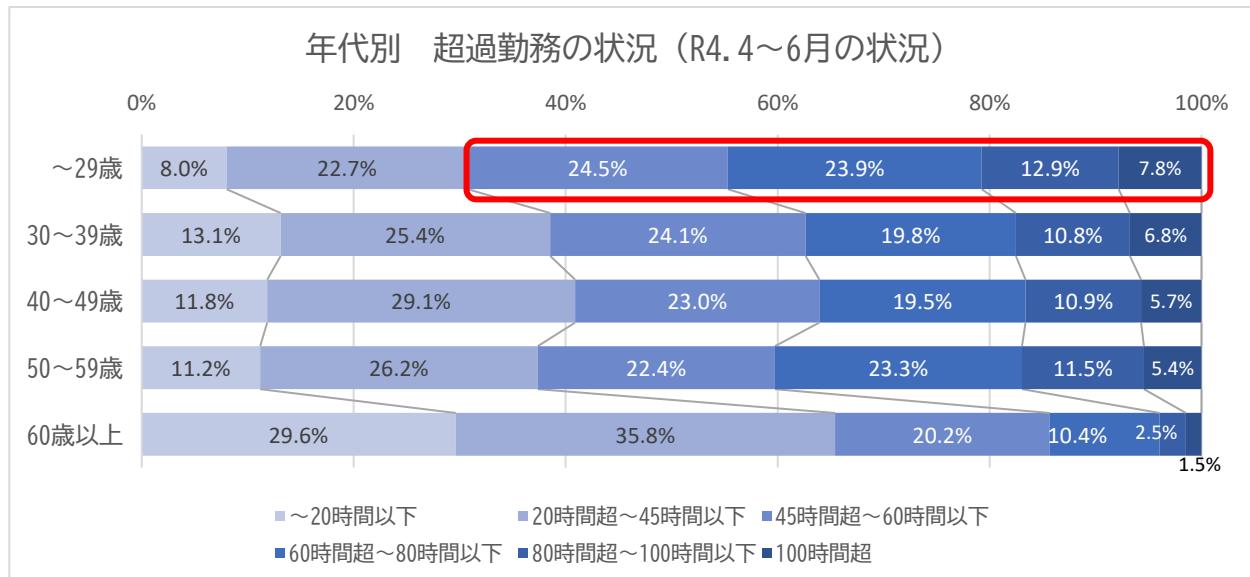
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	総計
校長	150	62	39	8	259
副校長・教頭	176	86	52	11	325
主幹教諭・教諭・講師・臨時講師	1790	949	984	163	3886
事務長・事務職員	126	63	42	12	243
実習教諭・実習助手			41	6	47
養護教諭・養護助教諭	104	46	40	6	196
栄養教諭・栄養職員	14	6	1	1	22
学校司書		1	34		35
寄宿舎指導員				5	5
技能労務職員			5		5
非常勤講師・会計年度任用職員	110	38	58	17	223
総計	2470	1251	1296	229	5246

○回答者数 職名別

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	総計
~29歳	540	276	194	23	1033
30~39歳	610	316	243	51	1220
40~49歳	462	236	238	59	995
50~59歳	673	336	442	72	1523
60歳以上	185	87	179	24	475
総計	2470	1251	1296	229	5246

(1) 年代別・職種別の勤務の状況

①年代別の勤務の状況（主幹教諭・教諭・講師）



年代別では、20歳代に長時間労働の傾向が見られます。20歳代の69.3%が月45時間を超える超過勤務を行ったと回答しています。

○超過勤務の要因（主幹教諭・教諭・講師等）

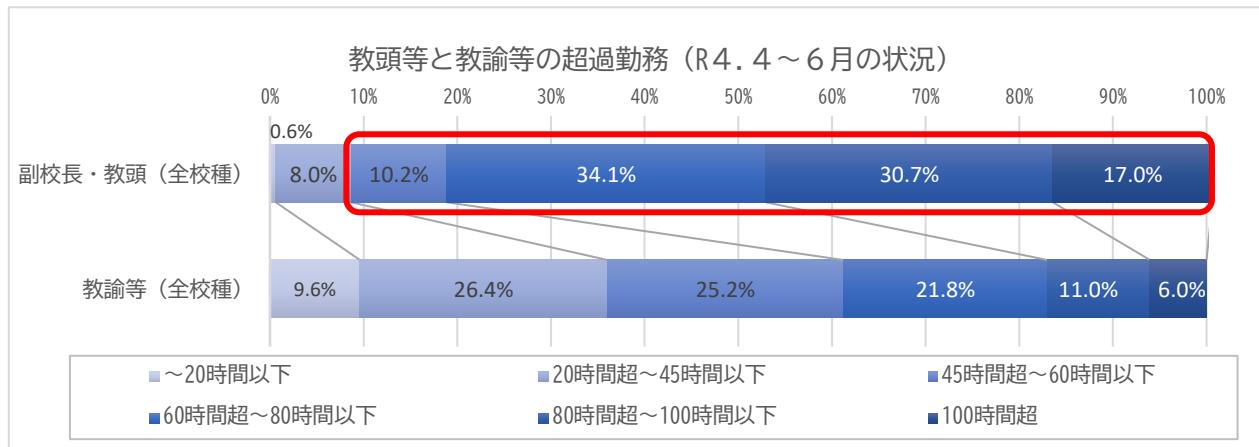
職種	校種	1	2	3	4	5
主幹教諭・教諭・講師・臨時講師	小学校	授業準備	校務分掌業務	学年・学級経営	学校内の会議や打合せ（資料等の事前準備、事後処理）	成績処理
		68.5%	47.5%	37.1%	34.1%	31.2%
	中学校	部活動指導	授業準備	生徒指導（時間外での家庭訪問、指導を含む）	校務分掌業務	保護者対応
		63.9%	46.5%	40.6%	37.7%	25.6%
	高等学校	授業準備	部活動指導	校務分掌業務	学校内の会議や打合せ（資料等の事前準備、事後処理）	成績処理
		69.3%	66.7%	46.0%	20.2%	16.6%
	特別支援学校	校務分掌業務	授業準備	学校内の会議や打合せ（資料等の事前準備、事後処理）	学年・学級経営	成績処理／保護者対応
		65.6%	64.4%	48.5%	18.4%	13.5%

主幹教諭・教諭等で、超過勤務の要因として多く回答されているものは、「授業準備」や「校務分掌業務」でした。また、中学校・高等学校では、「部活動指導」と答えた割合が高かったです。

中でも他の年代より長時間勤務となっている20歳代教諭等で、月80時間を超えて勤務したと答えた人の多くは、「授業準備」、「部活動指導（中学校・高等学校）」が要因となっています。

校種等	超過勤務の要因	
小学校 20 代 80 時間超教員	授業準備	学年・学級経営
中学校 20 代 80 時間超教員	部活動指導	授業準備
高等学校 20 代 80 時間超教員	部活動指導	授業準備
特別支援学校 20 代 80 時間超教員	該当者なし	

②職種別の勤務の状況



職種別で長時間労働の割合が高いのは、副校長・教頭です。45時間を超える超過勤務を行ったと回答した割合は、9割を超えています。

○超過勤務の要因（副校長・教頭）

職種	校種	1	2	3	4	5
副校長・教頭	小学校	校務分掌業務	学校内の会議や打合せ（資料等の事前準備、事後処理）	保護者対応	新型コロナウイルス感染症への対応（感染者への対応・感染予防に配慮した指導等の工夫・消毒作業等）	生徒指導（時間外での家庭訪問、指導を含む）
		84.1%	55.7%	42.0%	35.2%	23.9%
	中学校	校務分掌業務	学校内の会議や打合せ（資料等の事前準備、事後処理）	保護者対応	生徒指導（時間外での家庭訪問、指導を含む）	新型コロナウイルス感染症への対応（感染者への対応・感染予防に配慮した指導等の工夫・消毒作業等）
		74.4%	60.5%	29.1%	27.9%	25.6%
	高等学校	学校内の会議や打合せ（資料等の事前準備、事後処理）	校務分掌業務	その他	新型コロナウイルス感染症への対応（感染者への対応・感染予防に配慮した指導等の工夫・消毒作業等）	保護者対応
		55.8%	42.3%	36.5%	26.9%	21.2%
	特別支援学校	学校内の会議や打合せ（資料等の事前準備、事後処理）	校務分掌業務	その他	新型コロナウイルス感染症への対応（感染者への対応・感染予防に配慮した指導等の工夫・消毒作業等）	保護者対応
		90.9%	54.5%	27.3%	18.2%	9.1%

副校長・教頭は、超過勤務の要因に、「校務分掌業務」や「会議・打合せ」を挙げる割合が高かったです。副校長・教頭が担当する校務分掌とは、服務に係る事務、各種調査統

計事務、臨時講師等の任用事務等の校務運営業務であり、内容は多岐にわたります。また、新型コロナウィルス感染症への対応を回答した割合、職種別に見ると副校長・教頭が

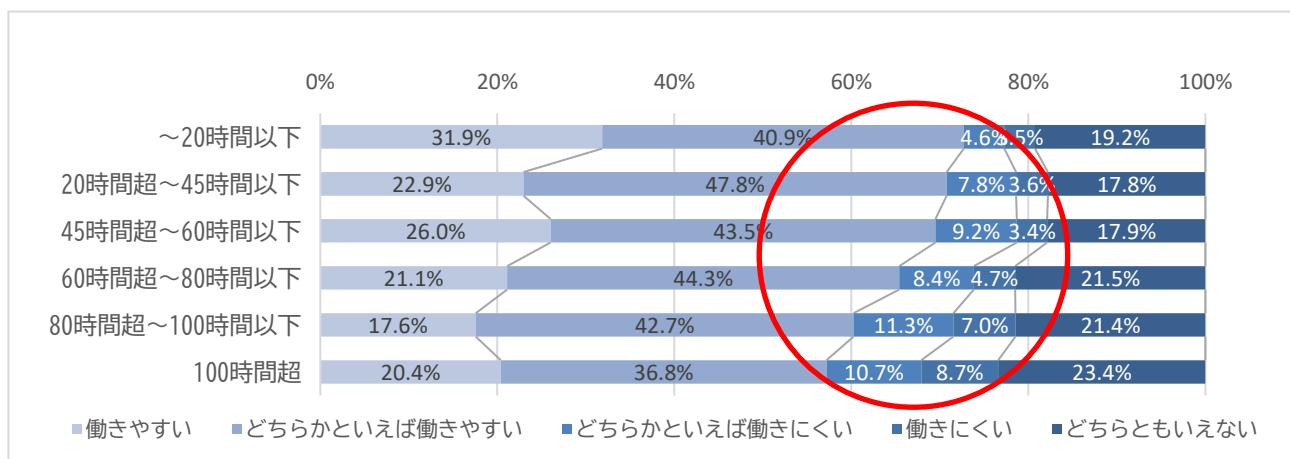
○超過勤務の理由

「なぜ、超過勤務となるのか」その理由としては、以下の3点が挙げされました。

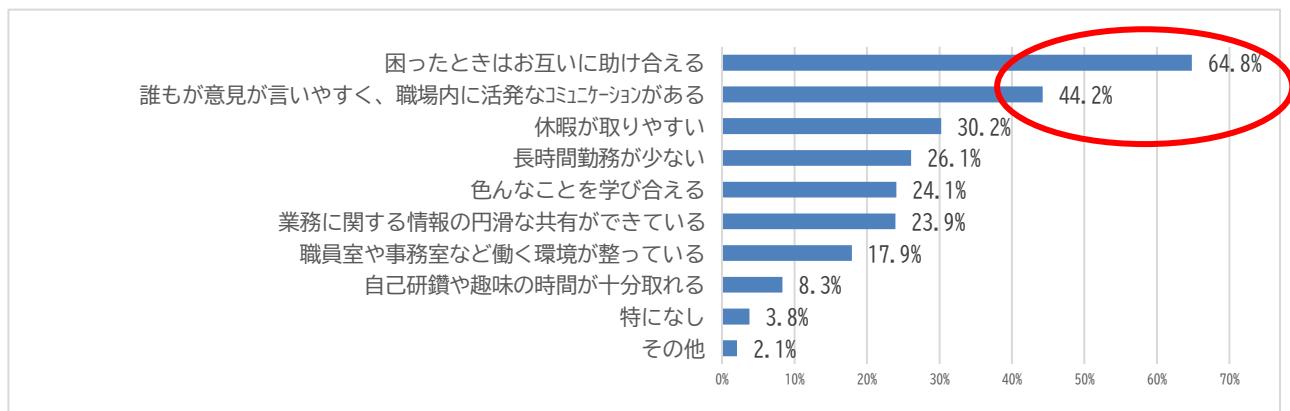
○業務量が多く、現状の人員では長時間勤務をせざるを得ない	57.9%
○提出物の確認、集計、印刷、書類の整理など事務的な仕事が多い	46.8%
○予測できない突発的な仕事が多い	46.3%

(2) 職場の働きやすさ

職場の働きやすさについては、68.2%（全校種）が「働きやすい」、「どちらかといえば働きやすい」と肯定的にとらえています。また、超過勤務とのクロス集計では、長時間労働となるほど、働きやすさを感じにくい傾向が見られました。

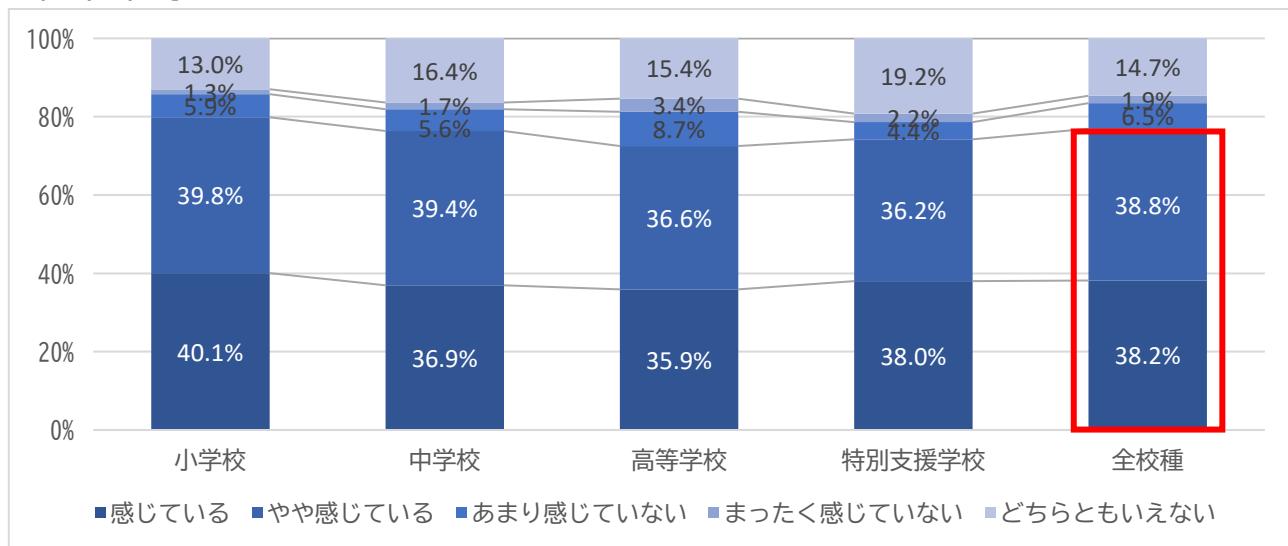


○働きやすい職場とは（複数回答可）



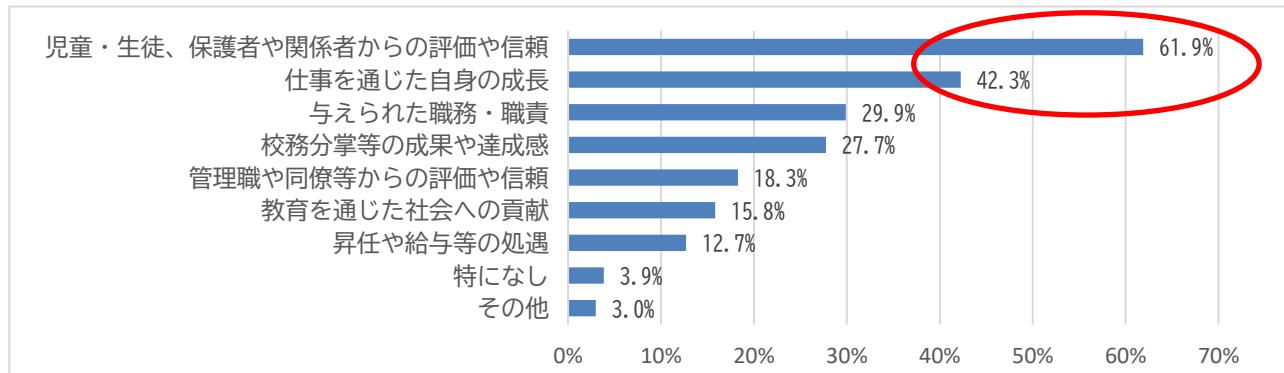
働きやすい職場の条件としては、「困ったときはお互いに助け合える」、「誰もが意見が言いやすく、職場内に活発なコミュニケーションがある」と回答した割合が高く、「休暇の取りやすさ」や「長時間労働が少ない」といった回答より、互恵的で、心理的安全性が確保された職場を望んでいる人が多いことが分かりました。

(3) 仕事のやりがい



仕事のやりがいを「感じている」、「やや感じている」と肯定的に回答した割合は、77%と高い割合でした。

○やりがいの要因（三つまで選択）



やりがいのもととなるのは、「児童・生徒、保護者や関係者からの評価や信頼」が最も高く、信頼関係を構築できるよう、教職員が子どもたち一人ひとりと丁寧に向き合う時間を確保していくことが求められます。

(4) 効果のあった取組

令和2年度以降の学校における働き方改革を通じて、効果を実感する取組は、「学校閉庁日の実施」や「教員業務支援員（スクール・サポートスタッフ）の配置」が上位となりました。

○学校閉庁（休校）日等の実施	50.2%
○教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の配置	36.4%
○学校における行事・会議・研修等の精選	30.4%

8 成果と課題

○成果

- ◆ 小学校高学年への専科教員配置による教科担任制の推進、教員業務支援員の配置は、働き方改革に資する取組となっています（市町連携会議の意見より）。
- ◆ コロナ禍において、各校では、学校行事や会議等の運営方法等について、見直しが進みました。
- ◆ G I G Aスクール構想の加速化や、一斉休校の経験を通じて、校務等における I C T 化、会議や研修等における Web 会議システムの活用が進みました。

○課題

- 依然として過労死ラインを超える長時間労働の実態があります。
- 学校間で超過勤務時間に差が見られ、学校においては、コロナ禍での経験を踏まえ、学校行事の在り方、教育課程編成等、カリキュラム・マネジメントに取り組むとともに、管理職が中心となって、現在行っている会議、学校業務、各種活動等について、「そもそもこれは必要か？」といった根本からの問いかけ、大胆な見直しを行っていくことが求められます。
- 保護者との連絡や授業準備等に、I C T を活用することで更なる業務負担軽減を図ることが求められます。
- 中学・高等学校において時間外在校等時間の要因となっている、部活動指導について負担軽減に取り組む必要があります。
- 副校長・教頭の長時間労働の割合が非常に高く、教育委員会は、調査回答や服務管理などの事務仕事の負担軽減に取り組む必要があります。

9 計画期間

計画期間：令和5年度～令和7年度

10 目標

これまでの取組の状況や成果と課題を受けて、本計画における目標を以下の通り設定します。

【目標①】

超過勤務時間を削減します

- ・ 月 80 時間を超える教員は0人とします。
- ・ 月 45 時間以内（年間 360 時間以内）を目指します。

令和元年12月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」が改正され、学校における働き方改革を進めるための総合的な取組の一環として、文部科学省が昨年1月に策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が法的根拠のある「指針」に格上げされました。

これにより教育職員の正規の勤務時間を超える時間外在校等時間の上限が原則月45時間以内、年間360時間以内とされたため、本計画においても、過労死ラインを超える教員を0人とすること、併せて、超過勤務時間を原則月45時間以内（年間360時間以内）とすることを目指して、目標に取り組むこととします。

【目標②】

年次有給休暇の取得を促進します 1人あたり年間平均取得日数 14日以上

当初計画において設定している「1人あたり年間平均取得日数 14日以上」を小・中・高等学校において達成できていないことから、目標達成に向けて引き続き取り組むこととします。

【目標③】

「やりがいを感じる」、「職場は働きやすい」と回答する教職員の割合を増やします。

教職員にとって「笑顔あふれる学校」とは、誇りややりがいをもち、健康でいきいきと働くことができる学校であるという、目指す姿を達成するために、目標③を設定し、教職員向けアンケートにより、やりがいや働きやすさを問い合わせ、目指す姿に迫ります。

11 取組の柱と主な取組

現状と課題を踏まえて、滋賀県教育委員会では県立学校における働き方改革の取組の推進と、公立小中学校の服務監督権者である市町教育委員会との連携・支援による取組の促進に向け、これまでの取組の継続・拡充や新たな取組を実施するなど、学校における働き方改革を推進します。

※取組計画一覧表は別紙参照

柱1 指導・運営体制の充実・学校業務のさらなる見直しと効率化

アンケート調査の結果、勤務時間内に授業準備や成績処理を終えることが難しく教員の業務がさらに増加している状況です。学校に依頼する調査や会議の一層の軽減が必要です。また、職種の中でもとりわけ教頭が長時間労働となっています。校務運営の要、職場風土づくりの中心的存在となる教頭の多忙化は、円滑な学校運営を困難にし、職場環境や風土の醸成にも影響を与えるため、校務を一層効率化していくことが求められます。

主な取組

- 学校経営骨太モデル事業の推進（新規）〔小・中・高等学校〕
- 授業準備や分掌業務等におけるICT化の促進（継続）〔全校種〕
- ICTを活用した校務の改善（継続）〔県立学校〕
- 市町教育委員会等との連携による研修の精選（継続）〔小・中学校〕
- 小学校専科指導に必要な教員の配置（継続）〔小学校〕
- 教科担任制の効果的な運用事例の収集と情報発信（新規）〔小学校〕
- 調査文書や会議等に関する業務負担の軽減（継続）〔全校種〕
- HP等を活用した学校業務・行事の廃止・精選事例の発信と共有（新規）〔全校種〕
- 研修や会議等におけるWebの活用（継続）〔全校種〕
- 学校事務職員の校務運営への参画促進と事務の共同実施の推進（継続）〔小・中学校〕

柱2 部活動における教員の負担軽減

中学校・高等学校では、部活動指導が超過勤務の大きな要因となっています。現在、教育委員会では、中学校における休日の部活動指導の地域移行に向けた検討を進めているところです。また、部活動指導員の配置は教員の負担軽減に効果があることも、事業をとおして明らかになっていますが、学校が安心して任せることのできる部活動指導員の人材確保が課題です。

主な取組

- 部活動地域移行検討会議の実施（継続）〔中学校〕
- 運動部活動の地域移行に向けた実証事業（新規）〔中学校〕
- 部活動指導員配置・配置支援（継続）〔中学校・高校・特別支援学校〕

柱3 多様な人材の活用

教員が、授業準備や成績処理などの本来の業務に従事する時間を確保するため、複雑化、多様化する子どもが抱える課題への対応や保護者対応や生徒指導など突発的な仕事への対応が必要です。また、学校現場に定着しつつある教員業務支援員については、一層効果的な活用方法を見出し、業務の効率化につなげていくことが求められます。

主な取組

- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置（継続）〔全校種〕
- 学校事務職員の校務運営への参画促進と事務の共同実施の推進（再掲）〔小・中学校〕
- 教員業務支援員の配置（継続）〔全校種〕
- 教員業務支援員配置支援事業〔全校種〕における支援員の効果的な活用（新規）
- 弁護士による教職員サポート体制の充実（継続）〔全校種〕
- 部活動指導員配置・配置支援（継続）〔中学校・高校・特別支援学校〕

柱4 家庭や地域の力を活かす取組

これまで学校が担っていた役割を家庭や地域と協働することで、学校を中心としたよりよい地域社会を構築することが課題です。

主な取組

- コミュニティ・スクールの推進（継続）〔全校種〕
- 学校と地域を結ぶ中心的な役割を担う教職員の理解促進〔全校種〕
- 学校の働き方改革の推進に向け、保護者や地域等の理解を促進（継続）〔全校種〕

柱5 笑顔あふれる働きやすい職場環境づくり

働き方改革の取組の基礎となる勤務時間管理を徹底することと、勤務時間管理における管理職の負担軽減を図ることが必要です。また、過労死ラインを超える長時間労働を解消するために、教員の意識改革と管理職のマネジメント能力の向上が課題です。

主な取組

- 勤務時間管理の徹底（継続）〔県立学校〕
- 教職員のマネジメント能力の向上に向けた研修の実施（継続）〔全校種〕
- 「学校閉庁日」の実施（継続）〔全校種〕
- イクボス宣言（継続）〔全校種〕
- 教職員の健康の補遺増進（睡眠時間確保、ワーク・ライフ・バランス等）（継続）〔全校種〕
- 学校閉庁日の実施（継続）〔全校種〕
- 教員ファーストステップ支援事業の展開（新規）
- 教職員の働き方に対する意識改革（研修会等の実施）（継続）〔全校種〕

12 推進体制

- 取組を推進するために、県教育委員会、市町教育委員会、学校が連携を強化し、効果的に施策・事業を展開します。
- 学校現場から出てきた課題について、その都度丁寧に一つずつ対応していきながら、成果を集め、共有することで、県全体の働き方改革を推進していきます。
- 取組計画は、各施策・事業の進捗状況や外部環境の変化等を毎年度把握し、その都度見直します。

13 取組の公表

取組状況や目標に対する実績について、年1回公表します。

(取組計画一覧表)

(取組の全体像)

取組の5本の柱	番号	施策・事業
指導・運営体制の充実 ・ 学校業務のさらなる見直しと効率化	1	新 学校経営骨太モデル事業の推進（小・中・高等学校）
	2	新 授業準備や分掌業務等におけるICT化の促進〔全校種〕
	3	ICTを活用した校務の改善〔県立学校〕〔県立学校〕
	4	市町教育委員会等との連携による研修の精選〔小・中学校〕
	5	小学校専科指導に必要な教員の配置〔小学校〕
	6	新 教科担任制の効果的な運用事例の収集と情報発信
	7	調査文書や会議等に関する業務負担の軽減〔全校種〕
	8	HP等を活用した学校業務等の廃止・精選事例の発信と共有〔全校種〕
	9	研修や会議等におけるWebの活用〔全校種〕
	10	学校事務職員の校務運営への参画促進と事務の共同実施の推進〔小・中学校〕
部活動における教員の負担軽減	11	部活動地域移行検討会議の実施〔中学校〕
	12	新 運動部活動の地域移行に向けた実証事業の実施〔中学校〕
	13	部活動指導員配置・配置支援〔中学校・高校〕
多様な人材の活用	14	スクールカウンセラーの配置の推進〔全校種〕
	15	スクールソーシャルワーカーの配置の推進〔全校種〕
	再掲	学校事務職員の校務運営への参画促進と事務の共同実施の推進〔小・中学校〕
	16	教員業務支援員の配置〔全校種〕
	17	新 教員業務支援員の一層効果的な活用事例の収集と情報発信〔全校種〕
	18	弁護士による学校サポートの充実〔県立学校〕
	再掲	部活動指導員配置・配置支援〔中学校・高校〕
家庭や地域の力を学校に生かす取組	19	コミュニティ・スクールの推進〔全校種〕
	20	学校と地域を結ぶ中心的な役割を担う教職員の理解促進〔全校種〕
	21	学校の働き方改革の推進に向け、保護者や地域等の理解を促進〔全校種〕
笑顔あふれる働きやすい職場環境づくり	22	勤務時間管理の徹底〔全校種〕
	23	教職員のマネジメント能力の向上に向けた研修の実施〔全校種〕
	24	イクボス宣言〔全校種〕
	25	教職員の健康の保持増進〔全校種〕
	26	学校閉庁日の実施〔全校種〕
	27	新 教員ファーストステップ支援事業を通じた人材確保
	28	教職員の働き方に対する意識改革（研修会等の実施）〔全校種〕

柱1 指導・運営体制の充実・学校業務のさらなる見直しと効率化

○は主管課

番号	取組概要	取組目標	年次計画				予算額(千円)	課室等名
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
1	【新】学校経営骨太モデル事業の推進（小・中・高等学校） 教頭業務を支援するミドルリーダー層の教員に対して、非常勤講師を配置し、校務運営の要である教頭の負担軽減と次世代の管理職の育成を図る。	・教頭業務の見直しと平準化による教頭の時間外在校等時間の縮減 ・ミドルリーダーの育成 ・業務改善過程の可視化	学校経営骨太モデル事業の推進と成果の普及					
2	【新】授業準備や分掌業務等におけるICT化の促進（全校種） ICTを活用した教材や指導案の共有化、1人1台端末等を活用したお便り等の配信、Webフォームを活用したアンケートの実施等、授業づくりや分掌業務等におけるICT化を促進する。	「教育委員会における学校の働き方改革のための取り組み状況調査」において「取り組んでいる」の回答100%を目指す。	授業準備や分掌業務等におけるICT化の促進				—	教職員課
3	ICTを活用した校務の改善（県立学校） 統合型校務支援システムや高等学校に導入した採点支援システムをはじめとした校務の情報化により業務の効率化を図る。	・円滑な運用に必要なシステムの改善 ・採点システムの利用促進	システムの活用				—	○教職員課 教育総務課
4	市町教育委員会等との連携による研修の精選（小・中学校） 総合教育センター職員が市町教育委員会等に出向き研修を行う「サテライト研修」を実施することにより、学校により近い場所で、総合教育センター研修と同様の研修効果が期待できるとともに、総合教育センターと市町教育委員会等の研修との重複を解消し、負担軽減を図る。	県総合教育センター所員による学校、市町教育委員会等への支援を「サテライト研修」と名称変更、拡充を図る。	「サテライト研修」の実施				—	総合教育センター
5	小学校専科指導に必要な教員の配置（小学校） 確かな学力を身に付けるため、小学校に専科教員を配置し、専門性を活かした内容豊富な授業を開設するとともに、持ち授業数の減とそれに伴う授業準備の充実を図る。	小学校専科教員の配置の推進	小学校専科教員の配置					○教職員課 幼小中教育課

番号	取組概要	取組目標	年次計画				予算額(千円)	課(局・室)名
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
6	【新】教科担任制の効果的な運用事例の収集と情報発信〔小学校〕 小学校高学年における教科担任制に 関し、教育の質向上と教員の働き方改革 に資する事例を収集し、教育委員会HPや市町連携会議、各種研修等を通じて 発信する。	事例の収集と発信 2件以上	教科担任制の効果的な運用事例の収集・発信 ・事例の収集と 発信 2件 ・研修を通じての 事例共有 1件 ・市町連携会議 での事例共有 1件	・アンケートの実 施 ・事例の収集と 発信 2件以上	・アンケートの実 施 ・事例の収集と 発信 2件以上	・アンケートの実 施 ・事例の収集と 発信 2件以上	-	○教職員課 幼小中教育課
7	調査文書や会議等に関する業務負担の軽減〔全校種〕 学校への調査や会議等に関する業務 負担の軽減(頻度、時期、期間、類似業 務の統廃合等)を図る。	・「見直し実施予定」と 回答された調査・会議 等の追跡を行う。 ・法定の調査は国に働きかけを行う。	調査文書や会議等の見直し ・県教育委員会 事務局各課・室 での見直しと検 討の実施	・「見直し実施 予定」と回答さ れた調査・会 議等の追跡を行 う。 ・「見直し未定」 と回答された 調査・会議等 について働きか ける。	・「見直し実施 予定」と回答さ れた調査・会 議等の追跡を行 う。 ・「見直し未定」 と回答された 調査・会議等 について働きか ける。	-	○教職員課 教育委員会事 務局各課	
8	HP等を活用した学校業務等の廃止・精選事例の発信と共有〔全校種〕 業務削減・精選を校内でどのように取り組んだのか、そのプロセスを掘り起こし、教育委員会HPや、働き方改革研修会、マネジメント研修会等を通じて発信する。	共有事例件数 5事例以上	事例の共有 ・ミドルリーダー研 修における好事 例集の活用と取 組の交流	・HPでの共有 事例 5事例以 上	・HPでの共有 事例 10事例 以上	・HPでの共有 事例 15事例 以上	-	教職員課
9	研修や会議等におけるWebの活用〔全校種〕 Web会議システムを利用し会議を行うことで、県内の移動にかかる時間を縮減し、負担軽減を図る。	教育委員会関連の会 議のうち2割でWeb 会議を実施	事例の共有 ・教育委員会開 催の研修・会議 等のうち15%を Web等で実施	・教育委員会開 催の研修・会議 等のうち20%を Web等で実施	・教育委員会開 催の研修・会議 等のうち20%を Web等で実施	・教育委員会開 催の研修・会議 等のうち20%を Web等で実施	-	教職員課
10	学校事務職員の校務運営への参画促進と事務の共同実施の推進〔小・中学校〕 共同学校事務室の活用等により、事務処理の効率化等を図りつつ、教員の事務負担の軽減や事務職員の学校運営への支援・参画を進める。	各市町に共同実施のための加配事務職員を配置	共同実施加配事務職員 共同実施加配事務職員の配 置 12人	共同実施加配事務職員の配 置	国の動向、事業 成果を踏まえて 配置の拡大を検 討	国の動向、事業 成果を踏まえて 配置の拡大を検 討	-	教職員課

柱2 部活動における教員の負担軽減

番号	取組概要	取組目標	年次計画				予算額(千円)	課(局・室)名
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
11	部活動地域移行検討会議の実施 [中学校] 部活動地域移行に係る課題について、教員の働き方改革に向けた方針を踏まえながら、対応策を検討する。	中学校部活動の地域移行のための体制づくり等について、関係者が連携して取り組めるよう会議を実施する。	部活動地域移行検討会議の実施 立ち上げと実施 5回実施	・部活動地域移行に検討会議の実施 ・地域団体等との連携	・部活動地域移行に検討会議の実施 ・地域団体等との連携	・部活動地域移行に検討会議の実施 ・地域団体等との連携	-	○保健体育課 幼小中教育課
12	新 運動部活動の地域移行に向けた実証事業の実施 [中学校] 運営団体、実施主体の整備、指導者の確保等に関する実証事業を実施し、事業成果の普及を行う。	モデル地域における事業の成果を普及し、移行事業に活用する。	運動部活動の地域移行に向けた実証事業 実証事業の実施	実証事業の実施	成果の普及と移行事業への活用	成果の普及と移行事業への活用	-	○保健体育課 幼小中教育課
13	部活動指導員配置・配置支援 [中学校・高校] 中学校、高等学校において、専門的技能や適切な部活動指導の知識を持つ部活動指導員を効果的に活用した部活動運営を図る。	・配置校における教職員の勤務時間の削減 ・専門的技能を生かした指導による生徒の技術向上、他の顧問教員の知識や指導力の向上	部活動指導員の配置 ・中学校63人、高等学校61人配置 ・中学校 106人、高等学校 37人配置	・国の動向、事業成果を踏まえた配置支援	・国の動向、事業成果を踏まえた配置支援	・国の動向、事業成果を踏まえた配置支援	-	○保健体育課 高校教育課 幼小中教育課

※年次計画の欄の令和4年度までは実績見込み

※予算額の欄は、令和5年度当初予算案

柱3 多様な人材の活用

番号	取組概要	取組目標	年次計画				予算額(千円)	課(局・室)名
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
14	スクールカウンセラーの配置の推進 [全校種] いじめや、問題行動等に迅速に対応するため、専門家の配置を推進する。	教職員が問題行動の原因等を見立てたり、課題を明らかにしたりする技能を向上させることで、効果的な生徒指導対応を実現	SCの配置・派遣 SCの配置・派遣 総時間数 30,440 時間	SCの配置・派遣 SCの配置・派遣 総時間数 32,285 時間	国・の動向、事業成果を踏まえて配置・派遣の拡充を検討	国・の動向、事業成果を踏まえて配置・派遣の拡充を検討	-	幼小中教育課
15	スクールソーシャルワーカーの配置の推進 [全校種] いじめや、問題行動等に迅速に対応するため、専門家の配置を推進する。	教職員が問題行動の原因等を見立てたり、課題を明らかにしたりする技能を向上させることで、効果的な生徒指導対応を実現	SSWの配置・派遣 SSWの配置・派遣 総時間数 10,764 時間	SSWの配置・派遣 SSWの配置・派遣 総時間数 12,438 時間	国・の動向、事業成果を踏まえて配置・派遣の拡充を検討	国・の動向、事業成果を踏まえて配置・派遣の拡充を検討	-	幼小中教育課

番号	取組概要	取組目標	年次計画				予算額 (千円)	課(局・室)名
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
再掲	<p><再掲></p> <p>学校事務職員の校務運営への参画促進と事務の共同実施の推進</p> <p>[小・中学校]</p> <p>共同学校事務室の活用等により、事務処理の効率化等を図りつつ、教員の事務負担の軽減や事務職員の学校運営への支援・参画の拡大等を進める。</p>	各市町に共同実施のための加配事務職員を配置	学校事務職員の学校運営への参画の拡大					
		共同実施加配事務職員の配置 12人	共同実施加配事務職員	国の動向、事業成果を踏まえて配置支援の拡大を検討	国の動向、事業成果を踏まえて配置支援の拡大を検討			教職員課
16	<p>教員業務支援員の配置[全校種]</p> <p>教員業務支援員を配置することにより、教職員の負担の軽減に取り組み、時間外在校等時間の削減を図る。</p>	6学級以上の学校へ配置する	教員業務支援員の配置					
		・市町立小中学校 229校 ・県立学校 63校	6学級以上の学校へ配置	国の動向、事業成果を踏まえて配置支援の拡大を検討	国の動向、事業成果を踏まえて配置支援の拡大を検討			教職員課
17	<p>新 教員業務支援員の一層効果的な活用事例の収集と情報発信</p> <p>[全校種]</p> <p>教員業務支援員を配置することにより、教職員の負担の軽減に取り組み、時間外在校等時間の削減を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・活用事例 10件 ・活用マニュアルの作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育しが1月号に教員業務支援員の仕事内容について掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ・活用事例 10件 ・HP等を活用した情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・活用事例 15件 ・HP等を活用した情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・活用事例 20件 ・HP等を活用した情報発信 		- 教職員課
18	<p>弁護士による学校サポートの充実</p> <p>[全校種]</p> <p>弁護士による学校運営にかかる法律相談窓口を設置するとともに、相談結果を各学校が共有できるようにする。</p>	<p>円滑な課題解決につなげるため、本制度を各県立学校へ周知</p>	弁護士による学校サポートの充実					教育総務課
		定期弁護士相談を実施し、学校を支援	定期的な弁護士相談の実施					幼小中教育課
再掲	<p><再掲></p> <p>部活動指導員配置・配置支援[中学校・高校]</p> <p>中学校、高等学校において、専門的技能や適切な部活動指導の知識を持つ部活動指導員を効果的に活用した部活動運営を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・配置校における教職員の勤務時間の削減 ・専門的技能を生かした指導による生徒の技術向上、他の顧問教員の知識や指導力の向上 	部活動指導員の配置					○保健体育課 高校教育課 幼小中教育課

※年次計画の欄の令和4年度までは実績見込み

※予算額の欄は、令和5年度当初予算案

柱4 家庭や地域の力を学校に生かす取組

番号	取組概要	取組目標	年次計画				予算額 (千円)	課(局・室)名
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
19	コミュニティ・スクールの推進〔全校種〕 学校と保護者・地域住民等が、目標やビジョンを共有し、共に子どもの教育を担う仕組みを構築する。	学校運営協議会を設置する公立学校の拡充	コミュニティ・スクールの推進					○生涯学習課 高校教育課 幼小中教育課 特別支援教育課
20	学校と地域を結ぶ中心的な役割を担う教職員の理解促進〔全校種〕 小・中学校の地域連携担当者や県立学校で学校と地域を結ぶ中心的役割を担う教職員のうち、新任者を対象に研修を実施する。	学校と地域を結ぶ役割を担う教職員の育成	「地域連携担当者」等の理解促進					生涯学習課
21	学校の働き方改革の推進に向け保護者や地域等の理解を促進〔全校種〕 働き方改革における学校の取組について、保護者や地域の方々の協力を得ながら推進できるよう、理解を促進するための取組を実施する。	学校の働き方改革の取組について、保護者や地域等の理解を促進	保護者や地域等への理解の促進				—	○教職員課 高校教育課 幼小中教育課 特別支援教育課

※年次計画の欄の令和4年度までは実績見込み

※予算額の欄は、令和5年度当初予算案

柱5 笑顔あふれる働きやすい職場環境づくり

番号	取組概要	取組目標	年次計画				予算額 (千円)	課(局・室)名
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
22	勤務時間管理の徹底〔県立学校〕 ICカードを活用した客観的な勤務時間管理を行うことで、管理職の集計作業にかかる負担軽減と長時間労働の未然防止を図る。	ICカードを利用した客観的な勤務時間把握	適切な勤務時間管理の徹底				—	教職員課
23	教職員のマネジメント能力の向上に向けた研修の実施〔全校種〕 マネジメントに関する研修を実施し働きやすい職場づくりに向けた積極的な取組を促す。	教職員の「マネジメント能力」育成に係る研修を充実	マネジメント研修の実施				—	総合教育センター

番号	取組概要	取組目標	年次計画				予算額 (千円)	課(局・室)名
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
24	イクボス宣言[全校種] 教職員の仕事と家庭を両立できる職場環境づくりを校長自らが先頭に立って推進するため、イクボスについての知識を深めるとともに、県立学校長が「イクボス宣言」を行う。また、小中学校長に取組を広げるため市町教育委員会に取組の呼びかけを行う。	イクボス宣言 校長等の管理監督者意識向上	・県立校長研修 イクボス宣言 ・各市町教委を通じた働きかけ ・各種情報の提供	県立校長研修 イクボス宣言 ・各市町教委を通じた働きかけ ・各種情報の提供	県立校長研修 イクボス宣言 ・各市町教委を通じた働きかけ ・各種情報の提供	県立校長研修 イクボス宣言 ・各市町教委を通じた働きかけ ・各種情報の提供	-	教職員課
25	教職員の健康の保持増進[県立学校] 長時間労働者への医師による面接指導を行うことにより、過重労働による脳、心臓疾患、メンタル不調等の健康障害の発症を予防するとともに、教職員の健康の保持増進を図る。	長時間労働者への面接指導 面接指導の確実な実施	面接指導の確実な実施 287人	面接指導の確実な実施	面接指導の確実な実施	面接指導の確実な実施	-	教職員課 健康福利室
26	学校閉庁日の実施[全校種] 県立学校においては、曜日にかかわらず、毎年8月10日から8月16日、12月28日から翌年1月4日の合計15日間を学校閉庁日とし、年次有給休暇の取得促進を呼びかける。 学校閉庁日の期間中は県教育委員会の会議や研修を実施しないこととする。 市町教育委員会へ同様の取組を呼びかける。	学校閉庁日の実施 ・夏季冬季合計15日間の学校閉庁日を実施 ・年次有給休暇の1人当たり年間平均取得日数14日	・夏季冬季合計15日間の学校閉庁日を実施 61校 93.8%	・夏季冬季合計15日間の学校閉庁日を実施 14日	・夏季冬季合計15日間の学校閉庁日を実施 14日	・夏季冬季合計15日間の学校閉庁日を実施 14日	-	○教職員課 高校教育課 幼小中教育課 特別支援教育課
27	新 教員ファーストステップ支援事業を通じた人材確保 教員免許を所有しながら他職に就いている人などに教職の魅力や現在の学校現場の状況を説明するセミナーを開催し潜在的な教員希望者を掘り起こし、教員不足の解消につなげる。	教員ファーストステップ支援事業 年間2回開催（北部・南部各会場） 参加者80名	ペーパーティーチャーセミナーの試行 参加者21名	年間2回開催（北部・南部各会場） 参加者80名	年間2回開催（北部・南部各会場） 参加者80名	年間2回開催（北部・南部各会場） 参加者80名		教職員課

番号	取組概要	取組目標	年次計画				予算額 (千円)	課(局・室)名
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
28	<p>教職員の働き方に対する意識改革 [全校種]</p> <p>学校全体で意識を高め、一丸となって働き方改革に取り組むとともに、教員が自らの働き方を見直し、限られた時間の中で自身の専門性を高め、児童生徒に対して効果的な教育活動を行うという考え方のもと、研修会等を通じて教職員の意識改革を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・働き方改革に関する意識調査において「退勤時間を意識して業務に取り組んでいる」割合 55% 	教職員の働き方に対する意識改革					教職員課
				指標 45%	指標 50%	指標 55%		

※1 教職員を対象としたアンケート調査の設問「働き方改革に取り組むなかで感じていることについて」において「退勤時間を意識して業務に取り組むようになった、または取り組んでいる」を選択した回答の割合

学校における働き方改革取組計画(案) 概要

位置付け等

【目指す姿】

「子どもも教職員も笑顔あふれる学校」

【取組期間】

令和5年度～7年度

【策定の趣旨】

学校を取り巻く環境が複雑化・多様化する中で、教職員の時間外在校等時間は高止まり。取組は道半ばである。現行計画は、今年度末が終期であるため、新たな計画を策定し、さらなる働き方改革に取り組むもの。

計画の構成

- 1 策定の趣旨
- 2 目指す姿
- 3 学校を取り巻く状況
- 4 基本的な考え方
- 5 前計画における目標の達成状況
- 6 これまでの取組
 - (1) 県教育委員会の取組
 - (2) 市町教育委員会の取組
- 7 働き方改革に関する意識調査の状況
 - (1) 年代別・職種別の勤務の状況
 - (2) 職場の働きやすさ
 - (3) 仕事のやりがい
 - (4) 効果のあった取組
- 8 成果と課題
- 9 計画期間
- 10 目標
- 11 取組の柱と主な取組

柱1 指導・運営体制の充実・学校業務のさらなる見直しと効率化
柱2 部活動における教員の負担軽減
柱3 多様な人材の活用
柱4 家庭や地域の力を活かす取組
柱5 笑顔あふれる働きやすい職場環境づくり
- 12 推進体制
- 13 取組の公表
- 〔取組計画一覧表〕

前計画における目標の達成状況

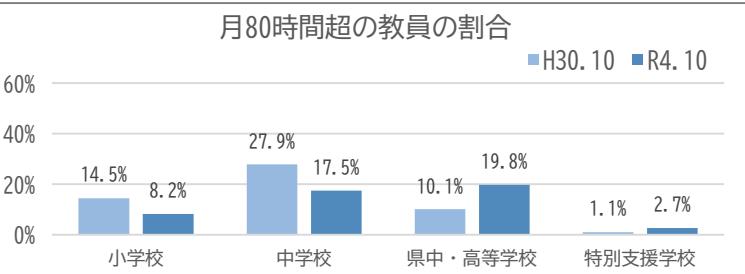
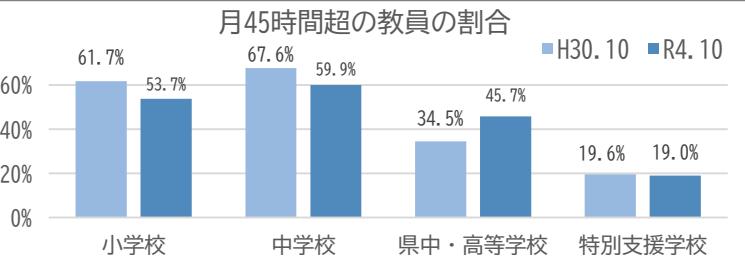
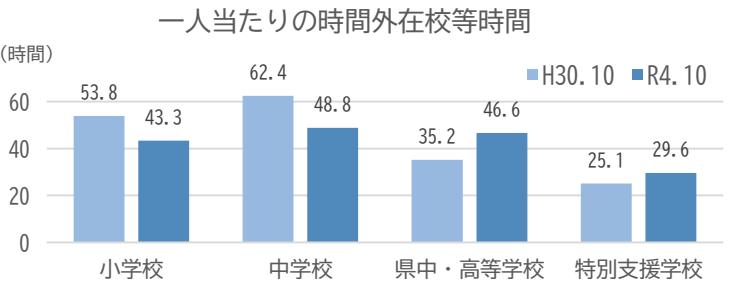
R4.4～12月実績

- 時間外在校等時間
 - ・月45時間超の教員割合
全校種 43.4%
 - ・月80時間超の教員割合
全校種 10.8%
- 年次有給休暇取得状況
全校種 12.2日

- ・月45時間以内（年間360時間以内）
- ・月80時間を超える教員を0
- ・年次有給休暇 年14日以上

年次休暇の取得状況（単位：日）

	R2実績	R3実績	R4実績
小学校	7.6	12.0	13.2
中学校	8.3	11.0	10.8
高等学校	9.9	10.6	10.8
特別支援学校	11.4	13.6	14.0
全校種平均	8.9	11.5	12.2



目標

- 【目標1】超過勤務 月80時間を超える教員を0人
- 超過勤務 月45時間以内（年間360時間以内）

- 【目標2】年次有給休暇の取得を促進し休みやすい職場づくりを目指す（年次有給休暇取得 年14日以上）

- 【目標3】「やりがいがある」、「職場は働きやすい」と回答する教職員の割合を増やす

取組の5本の柱	番号	施策・事業
指導・運営体制の充実 ・学校業務のさらなる見直しと効率化	1	【新】学校経営骨太モデル事業の推進（小・中・高等学校）
	2	【新】授業準備や分掌業務等におけるICT化の促進（全校種）
	3	ICTを活用した校務の改善（県立学校）
	4	市町教育委員会等との連携による研修の精選（小・中学校）
	5	小学校専科指導に必要な教員の配置（小学校）
	6	【新】教科担任制の効果的な運用事例の収集と情報発信
	7	調査文書や会議等に関する業務負担の軽減（全校種）
	8	HP等を活用した学校業務等の廃止・精選事例の発信と共有（全校種）
	9	研修や会議等におけるWebの活用（全校種）
	10	学校事務職員の校務運営への参画促進と事務の共同実施の推進（小・中学校）
部活動における教員の負担軽減	11	部活動地域移行検討会議の実施（中学校）
	12	【新】運動部活動の地域移行に向けた実証事業の実施（中学校）
	13	部活動指導員配置・配置支援（中学校・高校）
	14	スクールカウンセラーの配置の推進（全校種）
	15	スクールソーシャルワーカーの配置の推進（全校種）
	再掲	学校事務職員の校務運営への参画促進と事務の共同実施の推進（小・中学校）
	16	教員業務支援員の配置（全校種）
	17	【新】教員業務支援員の一層効果的な活用事例の収集と情報発信（全校種）
多様な人材の活用	18	弁護士による学校サポートの充実（県立学校）
	再掲	部活動指導員配置・配置支援（中学校・高校）
	19	コミュニティ・スクールの推進（全校種）
	20	学校と地域を結ぶ中心的な役割を担う教職員の理解促進（全校種）
	21	学校の働き方改革の推進に向け、保護者や地域等の理解を促進（全校種）
家庭や地域の力を学校に生かす取組	22	勤務時間管理の徹底（全校種）
	23	教職員のマネジメント能力の向上に向けた研修の実施（全校種）
	24	イクボス宣言（全校種）
	25	教職員の健康の保持増進（全校種）
	26	学校閉園日の実施（全校種）
	27	【新】教員ファーストステップ支援事業を通じた人材確保
	28	教職員の働き方に対する意識改革（研修会等の実施）（全校種）